

平成 26 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 9月定例会付託案件 1
- 1. 所管事務調査 2 2

平成 26 年 9 月 19 日 (金曜日)

総務委員会会議録

査

平成26年9月19日 金曜日

午前10時00分開議

午後 1時55分閉議（実時間142分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第72号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分）
1. 議案第88号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）
1. 議案第75号・専決処分の報告及びその承認について
1. 議案第76号・あらたに生じた土地の確認について
1. 議案第77号・町区域の変更について
1. 議案第81号・八代市暴力団排除条例の一部改正について
1. 請願第3号・消費税増税の撤回を求める意見書の提出方について
1. 請願第5号・集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書の提出方について
1. 陳情第6号・八代地域人権オンブズパーソン制度に係る抜本的見直しについて
1. 陳情第7号・八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについて
1. 請願第1号・特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出方について
1. 請願第2号・国会に特定秘密保護法廃止のための意見書提出を求めることについて
1. 陳情第3号・八代地域人権オンブズパーソン制度休止問題について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査（「新庁舎建設計画」について）
（定住自立圏構想について）
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調

○本日の会議に出席した者

委員長 福嶋 安德 君
副委員長 鈴木田 幸一 君
委員 上村 哲三 君
委員 島田 一巳 君
委員 中山 諭扶哉 君
委員 橋本 幸一 君
委員 矢本 善彦 君

※欠席委員 田中 安 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

議員 成松 由紀夫 君

○説明員等委員（議）員外出席者

総務部長 木本 博明 君
総務部次長 岩本 博文 君
財政課長 佐藤 圭太 君
財政課長補佐 谷脇 信博 君
市民協働部
市民協働部次長 堀 泰彦 君
市民協働部理事 石躍 孝三 君
防災安全課長 東坂 宰 君
企画振興部長 坂本 正治 君
企画政策課長
（政策審議監担当） 宮川 武晴 君
商工観光部
国際港湾振興課長 桑原 真澄 君

○記録担当書記 寺原 哲也 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（福嶋安德君） それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配

付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第72号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第72号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○総務部長（木本博明君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 木本総務部長。

○総務部長（木本博明君） はい。改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

総務委員会に付託されました議案第72号の平成26年度八代市一般会計補正予算・第4号の歳入及び総務費の歳出、それから議案第88号の平成26年度八代市一般会計補正予算・第5号の歳入、そして議案第75号の平成26年度八代市一般会計補正予算・第3号に関する専決処分報告及びその承認についてを岩本総務部次長が、それからまた、議案第72号の歳出の消防費を堀市民協働部次長が説明いたします。

その後、議案第76号及び77号の事件議案、それから議案第81号の条例議案につきましては、各関係課長が説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○総務部次長（岩本博文君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、岩本総務部次長。

○総務部次長（岩本博文君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総務部次長の岩本でございます。よろしく願いします。それでは、座らせていただきます。説明をさせていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どうぞ。

○総務部次長（岩本博文君） では、別冊とな

っております議案第72号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第4号をお願いいたします。総務委員会付託分につきまして説明をいたします。

まず、1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で歳入歳出それぞれ2億2819万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ555億7560万円といたしております。

次に、第2条で地方債の補正をお願いしております。内容は4ページに記載しておりますので、4ページをお願いいたします。

第2表・地方債補正でございます。今回は、災害復旧事業について追加するものでございまして、限度額1640万円で、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、これまでと同じでございます。

なお、詳細につきましては、11ページの歳入の款21・市債のところを改めて説明いたします。

続きまして、歳入を説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で112万3000円を計上しておりますが、これが今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款14・国庫支出金、項1・国庫負担金、目3・災害復旧費国庫負担金、節1・公共土木施設災害復旧費負担金で1934万3000円を計上しておりますが、これは本年6月の梅雨前線豪雨により被害を受けました道路橋梁施設、木折・責線ほか1路線の災害復旧事業費900万円に対する道路橋梁施設災害復旧費負担金600万3000円及び同じく本年6月の梅雨前線豪雨により被害を受けました河川施設、袈裟堂川ほか1河川の災害復旧事業費2000万円に対する河川施設災害復旧費負担金1334万円でございます。

次に、同款、項2・国庫補助金、目2・民生

費国庫補助金、節1・社会福祉費補助金で計上しております3585万1000円は、平成27年4月1日施行の消防法の改正でスプリンクラー等の設置義務が発生する認知症対応型共同生活介護事業所や有料老人ホームなど8施設において、その整備を行う地域介護・福祉空間整備等交付金でございます。

次に、同項、目4・農林水産業費国庫補助金、節2・農業費補助金で1900万円を計上しておりますが、これはフードバレー事業として民間事業者等による商品開発のための加工施設や厨房機器の整備等に対して、県、市及び地域の金融機関が連携を図りながら助成する地域経済循環創造事業交付金でございます。

引き続き、9ページをお願いします。

款15・県支出金、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金770万7000円は、地域づくり夢チャレンジ推進補助金で、今回の補正では、定住促進対策事業及び空き家バンク調査事業の2つの事業に取り組みます。2つの事業ともに、移住定住の促進を図ることを目的としておりまして、まず、定住促進対策事業では、二見地区をモデル地区としたモニターツアーの実施や移住定住情報についてのパンフレットの作成を行います。また、空き家バンク調査事業では、空き家バンクの設置に向けた調査及びシステムの導入を行います。

次に、同項、目3・衛生費県補助金、節1・保健衛生費補助金で76万円を計上しておりますが、これは風疹の予防接種に係るもので、乳児に先天性異常を起こす先天性風疹症候群を防止するため、主として、妊娠を希望する女性のうち、県が実施予定の風疹抗体検査で風疹感染の可能性があると判断された方に対し予防接種を実施する風疹予防接種事業費補助金です。

次に、同項、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で197万7000円を計上しておりますが、その内容は、まず、くまも

とふるさと食品ブラッシュアップ事業補助金で45万円、これは稼げる農業を目指した、消費者に喜ばれ、高い評価が得られるような農林水産加工品等の開発、改良等を実施するグループ等の活動費などに対する補助金です。次の、熊本地産地消活動支援等事業補助金30万円は、食育推進育成事業で、地産地消推進のため、地域内の生産者、販売・飲食業者等による地域密着型の地産地消推進活動に係る経費を補助するものです。そして、多面的機能支払推進交付金の122万7000円は、農業の多面的機能の維持、発揮のための多面的機能支払交付金事業を推進する事務費に対する交付金でございます。同日、節2・林業費補助金の973万5000円は、間伐等の森林整備の加速化及び森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業再生のため、大型の高性能林業機械を導入する経費を補助する緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金です。

次に、同項、目9・災害復旧費県補助金、節1・農林水産業施設災害復旧費補助金1403万4000円を計上しておりますが、これは本年7月の梅雨前線豪雨により被害を受けました農業施設、農道2カ所の災害復旧事業費430万円に対する農業施設災害復旧費補助金279万5000円及び本年6月、7月の梅雨前線豪雨により被害を受けました林道施設、坂本山江線ほか2路線の災害復旧事業費1760万円に対する林道施設災害復旧費県補助金1123万9000円でございます。

次に、款17・寄附金、項1・寄附金、目4・教育費寄附金、節2・中学校費寄附金で20万円を計上しております。これは、本年6月に八代市適応指導教室くま川教室に通う児童生徒の健全育成のためにという趣旨の寄附がございまして、くま川教室で使用する備品等を整備するものでございます。

次に、10ページをお願いします。

款19、項1、目1、節1・繰越金で1億156万3000円を計上しておりますが、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款20・諸収入、項4、目5、節8・雑入で49万7000円を計上しております。これは、消防団の無線機器の整備に対する消防団員等公務災害補償等共済基金からの消防団員安全装備品整備等助成事業助成金でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

款21・市債、項1・市債、目7・災害復旧債、節1・農林水産業施設災害復旧債で700万円を計上しております。これは、先ほど県補助金の説明で申し上げました災害復旧事業に伴うものですが、農道2カ所の農業施設災害復旧事業の市債で、起債対象事業費から県補助金を除いた額の90%、130万円及び林道3路線の林道施設災害復旧事業の市債で、起債対象事業費から県補助金を除いた額の90%、570万円でございます。次に、同目、節2・公共土木施設災害復旧債で940万円を計上しております。これも、先ほど国庫負担金の説明で申し上げました災害復旧事業に伴うものですが、市道2路線の道路橋梁施設災害復旧事業の市債で、起債対象事業費から国庫負担金を除いた額の100%、280万円及び2河川の河川施設災害復旧事業の市債で、起債対象事業費から国庫負担金を除いた額の100%、660万円でございます。

以上、今回補正の歳入総額2億2819万円の説明といたします。

続きまして、歳出を説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目5・企画費、節13・委託料で361万4000円を計上しております。まず、地域づくり夢チャレンジ推進補助金事業による定住化促進対策事業の356万3000円は、二見地区をモデル地区としたモニターツアーの実施や、移住定住情

報についてのパンフレットの作成を行い、本市への移住定住の促進を図るものでございます。なお、特定財源には県支出金を計上しております。次に、振興センターいずみ管理運営事業の5万1000円は、指定管理委託料の消費税率を5%から8%へ引き上げて計算する際の積算に誤りがあったため、その不足分を補正するものでございます。具体的に申し上げますと、指定管理委託料については、人件費相当分を抜き出し、そこには消費税を掛けずに指定管理委託料の積算を行っておりましたので、今回、改めて人件費相当分にもアップ分の消費税率を掛けて積算し直しております。

以上、歳入全体と歳出の総務費の説明といたします。

次は、消防費でございますが、説明担当を交代いたします。

○市民協働部次長（堀 泰彦君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、堀市民協働部次長。

○市民協働部次長（堀 泰彦君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民協働部、堀でございます。引き続き、説明を、座らせていただき、続けさせていただきます。

議案第72号の平成26年度八代市一般会計補正予算・第4号の市民協働部が所管いたします第8款・消防費について説明させていただきます。

補正予算書の3ページをごらんいただけますでしょうか。

歳出の表でございますが、款の8・消防費、項の1・消防費に190万8000円を追加し、補正後の予算額は28億1400万6000円となっております。

次に、飛びますが、補正予算書の16ページをお願いいたします。上段の表となります。

歳出の款の8の消防費、項の1の消防費、目

の2の非常備消防費に190万8000円を追加し、2億4240万2000円といたしております。財源としましては、特定財源のその他に、本年7月22日、決定通知を受けました消防団員等公務災害補償等共済基金からの助成金としまして49万7000円を予定し、残りの141万1000円を一般財源といたしております。節の欄でございますが、節の18・備品購入費に190万8000円でございます。説明欄に、消防団整備事業として計上しておりますが、これは本年5月に泉町五家荘で発生しました森林火災や遭難者捜索におきまして、携帯電話が通じず、現場で活動している消防団員相互間の通信におきまして支障を来したこともございました。現場での消防団員の連絡手段の確保を行うことは、離れた場所からも必要な捜索指示を行うことや速やかな危険退避を指示することが消防団員の安全を確保するため必要であることから、泉地区、泉方面隊へ、この際、23台の携帯用無線機の配備を行うものでございます。

以上、今回の市民協働部関係の一般会計補正予算につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

何かありませんか。

○委員（橋本幸一君） ないようでしたら。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 12ページですが、地域づくり夢チャレンジ推進補助金事業、空き家対策ということでございますが、この356万3000円の事業費の内容の、内訳、説明お願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） 宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当）（宮川武晴君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）企画政策課、宮川でござ

います。よろしくお願いいたします。

御質問いただきました、今回のモニターツアー等の内訳でございますけれども、今回のモニターツアーを作成するに当たりましては、現地の検証、それから地元のNPOとの懇談等々ございまして、おおむね200万をそちらの経費と考えてございます。

それから、パンフレット、これは全市全体の定住に資しますパンフレットづくりを考えておりまして、こちらのほうが100万ということで経費を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。

はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 今で300万、あと56万3000円あるわけですが、その辺についても詳しく。

○委員長（福嶋安徳君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当）（宮川武晴君） はい。説明が悪くて、申しわけございませんでした。

ただいまのモニターツアーの分の経費といたしまして、説明会や現地調査、それからツアー造成のためのワークショップ、そういった経費の内訳のほうがですね、250万ほどを要しまして、パンフレットづくりのほうで100万ということで、合わせて350万ということで、説明とさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。

はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） NPO法人のほうに250万ということですが、こういう空き家対策というのは、いわゆる継続というのが必要と思うんですね。その辺の流れについて、今回の夢チャレンジで、恐らく単年度と思うんですが、その後の、何ていいますか、流れってというのは

どのように考えておられるのか、その辺も含めて——まずは単年度事業かどうかのことを含めてです、はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当）（宮川武晴君） はい。今回の分につきましては単年度ということで考えてございます。

で、あと、NPOにつきましては、地元の受け入れ体制の成就ということで、今後につながりますよう、実際に発注いたしますのは、まだこれから考えておまして、地元の人を受け入れ体制をつくっていききたいというのが今回の委託の狙いでございますので、今後に続くような施策をまずは二見地区で実施できればと、このように考えております。

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。

はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 非常にこれからの、中山間地も含めて、平野部にも恐らく、そういう対象の家屋というのはあると思うんですが、八代地域ですね、そういう空き家対策の一つの基礎となるようなですね、しっかりこの事業の基盤をまずはつくっていただきたいということで、これはもう要望ですが、お願いいたします。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。消防費の無線機の配備の件でお尋ねをしたいと思います。

今回、23台の携帯用無線機の配備ということでございますが、この無線機一台一台の性能というのはどれぐらいのものかということが1つ。まず最初にそれだけです。

○防災安全課長（東坂 幸君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、東坂防災安全課長。

○防災安全課長（東坂 幸君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）防災安全課、東坂でございます。

今、御質問いただきました無線の出力等についてだと思いますけれども、出力につきましては、現在考えておりますのが、大体10ワット程度の無線機、10ワットあるいは5ワット程度の無線ということで考えております。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） 10ワットで聞いたっちゃ、ようわからぬとよ。無線機相互間のですね、山があるけん、ほら、なかなかうまくいかぬ地域もあると思いますが、その辺でどれぐらいのエリアをね、この23台で、五家荘を中心にしても網羅できるのかということを探ねたかったんですよ。ワット数言われてもわかりません、残念ながら。

○防災安全課長（東坂 幸君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、東坂防災安全課長。

○防災安全課長（東坂 幸君） はい。出力は、そういうことだったんですけども、通信距離がどれくらいかという形でお答えしたほうがよろしいかと思えます。

今回予定しております無線機につきましては、平たん部であれば4キロ、それから、いろんな障害物等があった場合でもですね、1キロぐらいは飛びますというふうなことで、特に今回は五家荘ということを考えておりますけれども、山あり谷ありということですので、1キロ程度は、そういう中でもですね、飛ぶ、見晴らしがよいところであれば4キロ程度はですね、これでも十分飛びますというようなことで予定しております。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） じゃ、今、通称、不感

地帯と言われるエリアを、この23台あれば、まず網羅できるというようなことで理解していいですか。

○防災安全課長（東坂 宰君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 東坂防災安全課長。

○防災安全課長（東坂 宰君） まず、携帯電話のですね、不感地帯ということで、特に集落があるところはある程度はですね、携帯の通信エリアになっているわけですが、それ以外の部分で、特に山の中ですね、不感地帯が多いわけですが、これで全てがオーケーだというふうには考えておりません。

と申しますのが、先ほども申しましたように、4キロないし1キロしか、これ飛びませんので、こちらから指示を出したり、あるいは報告をした場合、ことし5月の山火事の時もそうだったんですが、現在持つ無線機でも、なかなか直接はとれません。台数が少ないということで、中継しながらですね、やっていくという形をとらなければ、どうしてもこれは連絡、通信をとることはできないということで、台数を少しふやしまして、中継、中継を入れながら連絡をとるということで考えております。

○委員長（福嶋安徳君） 上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。はい、わかりました。無線機だけ、中継、中継しながらいくとだろうと、泉、本所とね、連携とりながらということだけ。

災害関係では、今回、泉のほうがかね、あったけど、東陽、坂本というような関係でですね、いざちゅうときの、境界を接しする町あたりでのですね、連携とるのも必要なというふうに思うわけだから、そういうふうな観点からもね、配備を進めてもらえればなというふうに思うわけですよ。坂本町にも、やっぱり一部、まだ不感地帯もありますしですね。

それから、もう一つ聞いてみたいのは、BSでやってたんだけどね、衛星を利用したですね、

通信の確保というのがですね、大変、山間部やら、今、大変、国内でも、ことしも大変多い山岳遭難者があってですね、ある中で、衛星通信を介した災害対策というのがあってるといふ間に、この間、少し見たんですけど、そういう関係の対策を練れば、予算的にも大分無理があるのかな、どうなのかな、そこんところの考えは今後進めていかないのかなというふうに思ったんで、ちょっとその考えあるかどうか、教えてください。

○防災安全課長（東坂 宰君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 東坂防災安全課長。

○防災安全課長（東坂 宰君） はい。まず、1点目でございます。今回は23台の整備ということでございますが、ことし2月にですね、消防庁のほうより、消防団の装備に関する整備のですね、改定がなされております。今回は、2月でしたので、当然、本年度の当初予算には入っていないんですけども、今後ですね、平成27年度以降の予算の中でというふうに考えておりました。

で、先ほど申しましたように、今回の23台につきましては、泉でああいう災害がいろいろあったもんですから、まずは今後ですね、一番急ぐところは泉ではないかということで、消防団の幹部会議あたりでも出まして、そういった中で、まず何台必要なのかということで、23台というのを出したんですけども、どうにかこうにか、先ほど次長の説明ありましたように、基金のほうからの、4分の1程度ではあるんですが、特定財源も確保することができましたんで、今回の補正に出したところですけども、現在、こういう無線がどれぐらい必要なのかということで、消防装備の基準でいきますと、班長以上に無線を持たせなさいと、こういう無線ですね、持たせなさいということですね、八代市の場合は大体700台必要ということになります。それが全体が必要であるかというのは、

また私たちが精査しながら考えなければならぬと思うんですけれども、今後、消防団等とも協議しながら、必要な台数をですね、ある程度はそろえていきたいと思っておりますので、今回の補正におきましては、泉の一部分でしたけれども、今後は全体的な台数がある程度洗いながら整備をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目でございますが、衛星を通じたということでございますけれども、現在、八代市におきましては衛星電話というのをですね、置いておりますけれども、私たち防災安全課に1台、それから五家荘地区に4台、それと坂本地区に1台の衛星電話は準備しております。

今後は、その衛星電話ですと、バッテリーの関係等もありまして、現在は避難所等にですね、整備してるわけでございますけれども、将来的には整備の中でもですね、一般的なこの携帯用の無線機というのを、先ほど委員さんおっしゃったように、衛星を通じた部分もございましてですね、整備はしたいと考えておりますけれども、ただ、機器の価格的にはですね、ちょっとはっきりした数字は私も今わかりませんが、かなり高くなるということ、それから維持関係がですね、かなり高くなるということで、もう一度、これは私たちのほうでも、金額等、経費、どれぐらい必要になるのかというのをもう一回洗い直しながらですね、今後の整備については検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員（上村哲三君） わかりました。はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。今までの整備と、それから今度新たな整備ということで、補完的な形でやっていくということで理解していいですね。はい。なるべく、やはり、不感というような状況をつくり出さないようにですね、今後の整備を、少し金がかかってもしょうがない部分だと思います。ぜひ、お願いしたいと思いま

す。

また、登山関係はですね、前回、泉で、まだ見つかっておられないけど、残念ながら見つかっておられないんだけど、その方の携帯電話からですね、最後に一本、友人に入っとったってことを聞いております。ところが、残念ながら、それがちょうど不感地域を通ってきた状態の中だったから、半日ぐらいおくれて、その方に通信連絡が来たということで、発信された場所が特定できなかったということで、残念ながら発見に至っていないというふうに、私も向こう行って聞いてまいりましたんですね。それに関しては、携帯鉄塔の問題だろうと思えますけど、やはりそういうのもちょっと補完するような意味でですね、こういう関係ができればなというふうに思いますし、入山される方に対してですね、そういう機器の義務づけ、貸与ができれば一番いいんだけど、さっき聞いたように、700台もね、要って、それもまた貸与で、大変な問題というふうになってくるだろうと思えますんですね、やっぱりそういう関係をなるべく公共の電波でですね、拾えるような形をとれば、大分そういう関係のですね、事故も減ってくるのかなというふうにも思ったので、お尋ねしたところでございます。

本当、広い部分がですね、八代市ん場合には山間部ですのでですね、74%ぐらいありますので、やはりしょうがない部分かなと思いますんで、整備はできるだけですね、徐々にでも進めていただければちゅうふうに希望してきます。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようでございます。

ほかにないようでございますので、以上で質

疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（橋本幸一君） 意見でしょ。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 先ほどの、上村議員の不感地域の件ですが、今、携帯の鉄塔というのは集落単位でしか、今整備されてないわけですね、泉も含めて。だから、先ほど言ったようにですね、上村議員が言ったように、ある程度、そういう入山される方の多いルートについては、大体ルートっていうのはわかるからですね、携帯の整備ができる地域については、その辺も含めた、これからのやっぱり整備計画、これもですね、私、氷川署から以前からですね、五家荘の携帯のどうにかしてください、以前から要望あつてるんですね。その辺も含めて、今後の整備計画の中にも、住民のみじゃなくて、そういう観光客の皆さんも対応の即した携帯の鉄塔の整備というとも、新たに計画の中に入れていただきたい。

意見です。

○委員長（福嶋安徳君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） はい、ないようです。

それでは、これより採決いたします。

議案第72号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第88号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）

○委員長（福嶋安徳君） 次に、議案第88号

・平成26年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○総務部次長（岩本博文君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 岩本総務部次長。

○総務部次長（岩本博文君） はい。総務部次長の岩本でございます。引き続き、座らせていただきまして説明をいたします。

それでは、追加議案で（その2）となっております議案第88号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第5号をお願いいたします。総務委員会付託分につきまして説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で歳入歳出それぞれ2億6262万9000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ558億3822万9000円といたしております。

次に、第2条で、地方債の補正をお願いしております。

内容は5ページに記載しておりますので、5ページをお願いいたします。

第2表・地方債補正でございます。今回は、ごみ処理施設整備事業を追加するものでございまして、限度額1億9570万円で、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、これまでと同じでございます。

なお、詳細につきましては、歳入の款21・市債のところで改めて説明いたします。

続きまして、歳入を説明いたします。

9ページをお願いいたします。

款15・県支出金、項2・県補助金、目2・民生費県補助金、節2・児童福祉費補助金で261万円を計上しております。これは、少子化問題を解消するため、結婚から妊娠、出産、そして育児まで切れ目ない支援を行うための仕組みの構築や、そのような地域づくりに向けた環境整備などに取り組む地域少子化対策強化交付

金でございます。

次に、款19、項1、目1、節1・繰越金で6431万9000円を計上しておりますが、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款21・市債、項1・市債、目8・衛生債、節1・生活環境債では、環境センター建設地として県有地を購入するための環境センター建設事業の市債でございます。起債対象事業に対する額の95%、1億9570万円を計上いたしております。

以上、今回補正の歳入総額2億6262万9000円の説明といたします。

なお、総務委員会関係の歳出はございませんので、以上をもちまして総務委員会付託分の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

何かありませんか。

○委員（島田一巳君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、島田委員。

○委員（島田一巳君） はい。9ページの民生費県補助金、地域少子化対策強化交付金でありますけれども、この児童福祉の内容につきまして、わかるだけで結構ですので、お願いしたいと思います。

○総務部次長（岩本博文君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、岩本総務部次長。

○総務部次長（岩本博文君） はい。これは、内容、大きな、この中で予算の大きい部分を占めますのは、ホームページを作成するという金額がですね、233万6000円ございまして、今まで、こういう結婚から、それから妊娠、出産、育児というような情報提供の場がなかったので、そういう情報を網羅したところのホームページ作成等々を計画してございます。

そのほかにも、いろんな、こういういろんな

団体のネットワーク連絡会議を構築いたしましたので、その連絡体制を整えるというような状況を考えてあるようでございます。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。

○委員（島田一巳君） はい、いいです。はい、ありがとうございます。

○委員長（福嶋安徳君） ほかに。

○委員（矢本善彦君） ちょっといいですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 今、関連ですけど、やはり、このホームページとかネットワークはいんだけども、やっぱり、私も一般質問したんだけど、やはり婚活運動ね、せっかくね、200万出し、2年か3年したけども、13組しかまとまってない。そういう中で、やっぱりこんなのに、そういう婚活みたいなね、現場でやっぱり触れ合う場所をね、提供するような事業をやらぬと、こんなパソコンでするごたつとばかりしよったってにや、いかぬと思うよね。そこはちょっと考えていただきたい。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。

以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） これより採決いたします。

議案第88号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」「お疲れさまです」と呼ぶ

者あり)

◎議案第75号・専決処分の報告及びその承認について

○委員長(福嶋安徳君) 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第75号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部次長(岩本博文君) 委員長。

○委員長(福嶋安徳君) 岩本総務部次長。

○総務部次長(岩本博文君) はい。総務部次長の岩本でございます。引き続き、座っての説明とさせていただきます。

それでは、今度の説明は、議案書の説明、議案書に説明が入っております。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第75号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、平成26年度八代市一般会計補正予算・第3号で、本年の6月の梅雨前線豪雨で被害を受けました林道や市道など各施設の応急復旧の必要性から、平成26年7月1日に緊急に専決処分を行ったものでございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で歳入歳出それぞれ2831万円を追加し、補正後の総額を553億4741万円といたしております。

それでは、歳入から説明いたします。

10ページの歳入をお願いします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で2831万円を増額補正しております。今回は、これだけが補正予算の財源でございます。

続きまして、歳出でございますけれども、総務委員会に関係する歳出はございませんので、以上、専決処分いたしました平成26年度八代

市一般会計補正予算・第3号の説明といたします。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長(福嶋安徳君) 以上の部分について質疑を行います。「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福嶋安徳君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福嶋安徳君) これより採決いたします。

議案第75号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(福嶋安徳君) 挙手全員と認め、本件は承認されました。「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

一応、小会します。

(午前10時44分 小会)

(午前10時46分 本会)

◎議案第76号・あらたに生じた土地の確認について

○委員長(福嶋安徳君) それでは、本会に戻します。

次に、議案第76号・あらたに生じた土地の確認についてを議題とし、説明を求めます。

○国際港湾振興課長(桑原真澄君) はい。

○委員長(福嶋安徳君) 桑原国際港湾振興課長。

○国際港湾振興課長(桑原真澄君) はい。国際港湾振興課の桑原でございます。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。座らせていただいて、御説明をさせていただきたいと思ひます。

それでは、議案のほうの13ページをおあけ

いただきたいと存じます。

議案第76号・あらたに生じた土地の確認についてでございます。

これにつきましては、あけて14ページのほうに地図のほうがついておりますけれども、この土地につきましては、さきの6月定例議会におきまして、公有水面埋立地の用途変更について議決をいただいているところでございます。

また13ページにお戻りをいただきたいと存じますが、公有水面の埋め立てによりまして、あらたに土地を生じたため、地方自治法第9条の5第1項の規定により確認するものでございます。

所在は、記載のとおり、八代市港町273番、274番、275番及び276番地先公有水面埋立地の3万1294.4平方メートルでございます。

提案理由といたしまして、あらたに生じた土地を確認するには、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案したものでございます。

よろしく御審議のほう、お願いを申し上げます。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

何かありませんか。ないようですが。

○委員（橋本幸一君） ちょっとよろしいですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 今、あらたに生じた土地の確認、今後、今現在、この平米になっとつです。ね。（国際港湾振興課長桑原真澄君「はい」と呼ぶ）で、また新たに今後出てくるとです。ね。（国際港湾振興課長桑原真澄君「そうですね。こちらの14ページの図面に」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） 手を挙げて。

○国際港湾振興課長（桑原真澄君） はい。委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 桑原国際港湾振興課長。

○国際港湾振興課長（桑原真澄君） はい。済みません。議案の14ページでございますけれども、この図面の斜線区域が3万、当該の土地ということでございますが、これより西のほうというところが、埋立地についてはまだ竣工していないという土地でございますので、これについて、また先々、あらたに生じた土地ということで、そのあたりのまた御提案あたりを申し上げていくということになるかと思えます。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 環境センター、この部分全部で入ってしまうわけですか。

○国際港湾振興課長（桑原真澄君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 桑原国際港湾振興課長。

○国際港湾振興課長（桑原真澄君） はい。環境センター用地につきましては、この斜線区域の上といたしますか、そこが実際、土地としてございまして、県有地、これが約2.4ヘクタールということでございまして、そこと合わせまして今回の3.2ヘクタール、5.6ヘクタールを環境センター用地として購入を予定されていらっしゃるというところでお聞きしております。（委員橋本幸一君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） これより採決いたします。

議案第76号・あらたに生じた土地の確認については、可決するに賛成の方の挙手を求めま

す。

(賛成者 挙手)

○委員長(福嶋安徳君) 挙手全員と認め、本案は可決されました。

◎議案第77号・町区域の変更について

○委員長(福嶋安徳君) 次に、議案第77号・町区域の変更についてを議題とし、説明を求めます。

○国際港湾振興課長(桑原真澄君) はい、委員長。

○委員長(福嶋安徳君) 桑原国際港湾振興課長。

○国際港湾振興課長(桑原真澄君) はい。じゃ、引き続き御説明申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。座らせて、説明をさせていただきます。

では、議案の15ページでございます。よろしくお願ひいたします。

議案第77号・町区域の変更についてでございます。

先ほどの第76号と同様、新たに土地を生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により、八代市の町区域を次のとおり変更するものでございます。

先ほどの議案と同様の所在と面積でございます。編入する町といたしまして、八代市港町でございます。

提案理由といたしまして、町区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案をしたものでございます。

よろしく御審議のほう、お願ひ申し上げます。以上でございます。

○委員長(福嶋安徳君) それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員(上村哲三君) はい。

○委員長(福嶋安徳君) はい、上村委員。

○委員(上村哲三君) はい。一つよかですか、ちょっと。単純なことなんですが。

この番地が4つありますよね。(国際港湾振興課長桑原真澄君「はい」と呼ぶ) この4番地を差し当たって編入せにやいかぬちゅうことで、あとの番地はどうなるんですか。やっぱり、この4番地のままですか。合筆というような形はあるんでしょうか。

○国際港湾振興課長(桑原真澄君) そうですね。このあたり、地先なみたいなところ……あつ、はい、委員長。

○委員長(福嶋安徳君) 桑原国際港湾振興課長。

○国際港湾振興課長(桑原真澄君) はい。また、その地先というところで、そこ辺のまた竣工を経たところで、今回の議決によりまして、これに基づいて国のほうが法務局のほうで保存登記をされて、地番をつけていかれるというようなことになりますので、ちょっと、その地番の割り振り方については、ちょっと私のところでは、ちょっとわからないところでございます。

○委員長(福嶋安徳君) いいですか。

○委員(上村哲三君) はい。

○委員長(福嶋安徳君) ほかにありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福嶋安徳君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願ひします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福嶋安徳君) ないようです。

これより採決いたします。

議案第77号・町区域の変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(福嶋安徳君) 挙手全員と認め、本案は可決されました。

ここで小会します。

(午前10時53分 小会)

(午前10時54分 本会)

◎議案第81号・八代市暴力団排除条例の一部改正について

○委員長(福島安徳君) 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第81号・八代市暴力団排除条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○防災安全課長(東坂 宰君) はい、委員長。

○委員長(福島安徳君) 東坂防災安全課長。

○防災安全課長(東坂 宰君) はい。こんにちは。「こんにちは」と呼ぶ者あり) 防災安全課の東坂でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長(福島安徳君) はい、どうぞ。

○防災安全課長(東坂 宰君) それでは、議案つづりの23ページをお開きください。

議案第81号・八代市暴力団排除条例の一部改正について説明いたします。

提案理由といたしまして、本市からの暴力団排除に関する施策を拡充するに当たり、条例を改正する必要があるということでございます。

では、次の24ページをお開きください。

24ページから25ページに、条例改正の案を記載しておりますけれども、改正前後を比較しながらの説明のほうがわかりやすいと思いますので、本日、別途配付しております新旧対照表を使って説明させていただきたいと思っております。

まず、条例改正の説明を行います前に、今回の条例一部改正の要旨を簡単に説明したいと思います。

新旧対照表の上部に記載しておりますけれども、5年前まで暴力団員であった者を含め暴力団員及び暴力団密接関係者を本市の契約等から排除するための措置を講ずることを定めるとともに、本市から暴力団の排除について警察等との連携強化を図るものです。

それでは、条例の改正について説明いたします。

第1条におきましては、暴力団員とあります部分を暴力団員等に改正したいというふうに考えております。

第2条におきましては、暴力団員等、暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいうという第3号を新たに加えることと考えております。また、これに伴いまして、現在の第3号を第4号に改正したいというふうに考えております。

第4条では、第1項におきまして、のつとりの後に、警察及び関係機関と連携を図りながらという部分を追加したいと考えております。

また、新たに第2項といたしまして、市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察及び関係機関に対し、当該情報を提供するものとするという条文を追加したいというふうに考えております。

第5条では、第3項の暴力団員を暴力団員等に改正したいというふうに考えております。

次のページをお開きください。

現在の第9条の後に、(市が行う契約における措置)ということで、第10条、市は、公共工事その他の市が行う契約(以下「市の契約」という。)により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者(以下「暴力団密接関係者」という。)を市の契約から排除するため、市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。2、市は、前項の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置を講ずるために必要な事項について警察及び関係機関に意見を聴くことができる。3、市は、市の契約に関して、その契約の相手方に対し、当該市の契約により暴力団を利することとならないよう、下請契約その他の当該契約に関連する契約の相手方から暴力団員等又は暴力

団密接関係者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとするという条文を新たに追加いたします。

この第10条の追加によりまして、現在の第10条から第12条を、第11条から13条に変更したいというふうに考えております。

ここまでが八代市暴力団員排除条例の一部改正についての説明となりますけれども、今回の条例の一部改正に伴いまして、本条例を引用しております2つの条例の条文に変更が生じますので、あわせて説明させていただきます。

まず、八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の第43条中、第2条第1号及び第2号とあります部分を、第2条第1号及び第3号に改正したいと考えております。

また同様に、八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の第41条中、第2条第1号及び第2号とあります部分を、第2条第1号及び第3号に改正するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

何かありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） ちょっとよかですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。今回、暴力団排除条例についての改正がなされてるわけですが、暴力団員を暴力団員等に改めて、5年を経過しない者ということだったですけど、その5年という、何か、一つの基準はどうか指導があったんですかね。

○防災安全課長（東坂 幸君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 東坂防災安全課長。

○防災安全課長（東坂 幸君） はい。この5年というの、どこからか指導があったかというものではございません。特にですね、法律関係、法令関係でそういうものは特にないんですけども、全国的な動きとして、この5年というものを定めるところが多々ございます。

ただ、直接的な指導ではございませんでしたけれども、建設法等関連ですね、建設業法というのがございまして、その中ではですね、この5年という形でうたわれておりまして、今後は多分いろんな契約関係、いろんな契約関係を含む関連の法令の中でも、多分この5年というものがですね、今後は定められてくるんじゃないかなろうかというふうには考えております。

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。

○委員（鈴木田幸一君） はい、わかりました。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） はい。暴力団密接関係者ということが出てきておりますが、この定義があれば教えていただきたい。

○市民協働部理事（石躍孝三君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 石躍市民協働部理事。

○市民協働部理事（石躍孝三君） はい。お答えいたします。

密接関係者というのは、定義というものはございません。その都度、警察と協議しながら照会して判断してまいることになるかと思っております。

以上、お答えします。

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。

これから採決いたします。

議案第81号・八代市暴力団排除条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(福嶋安徳君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

ここで小会します。

(午前11時04分 小会)

(午前11時09分 本会)

◎請願第3号・消費税増税の撤回を求める意見書の提出方について

○委員長(福嶋安徳君) 本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送や持参にて届いております要望書等については、写しをお手元に配付いたしておりますので、御一読いただきたいと存じます。

それでは、審査に入ります。

当委員会に付託となっておりますのは、新規の請願2件、陳情2件と継続審査の請願2件、陳情1件です。

まず、新規付託分について審査いたします。

それでは、請願第3号・消費税増税の撤回を求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりであります。念のため書記に朗読いたさせます。

○書記(寺原哲也君) (書記、朗読)

○委員長(福嶋安徳君) まず、新旧付託分について審査いたします。

本請願について質疑、御意見等はありませんか。

○委員(鈴木田幸一君) よかですか。

○委員長(福嶋安徳君) はい、鈴木田委員。

○委員(鈴木田幸一君) これは、増税に関してはですね、やはり私たちは非常に、心から本

当に賛成するっていう気持ちではありません。ただ、国がこれを決定する際にはですね、やはり社会福祉・保障についてのですね、個人の支払いを少なくしたいっていう、直接負担ちゅうのをですね、軽減したいという、そういった趣旨も含まれております。

そういった意味から、今非常に福祉はソフト事業が多くなっており、八代市でもそうですけれども、財政の負担が多くなっております。そういったことからですね、やはり、一つの流れじゃないかっていうことで、理解していかねばいけないかなちゅうふうにも思うわけなんです。

そこで、こういったことを推移を見ながらですね、私は、継続のほうに考えていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長(福嶋安徳君) ほかにありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福嶋安徳君) ないようですが、これより採決いたします。

請願第3号・消費税増税の撤回を求める意見書の提出方については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(福嶋安徳君) 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

◎請願第5号・集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書の提出方について

○委員長(福嶋安徳君) 次に、請願第5号・集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりであります。念のため書記に朗読いたさせます。

○書記(寺原哲也君) (書記、朗読)

○委員長（福嶋安徳君） 本請願について質疑、御意見等はありませんか。

○委員（島田一巳君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、島田委員。

○委員（島田一巳君） はい。私は紹介議員になってますので。

今、戦後ですね、69年たちまして、戦争をせずに、ここまで来ました。市民、国民の安全・安心を守るためにですね、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定はいかがなものかなというふうに思いまして、国及び、また政府に対してですね、意見書の提出方を願うものであります。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 戦後約70年近くたって、非常に今、国際情勢っていうのは、中国のことも含め、大変な緊張の中にある。そして、日本っていうのは国連の加盟国でもある。そういう流れの中で、国連っていうのは、国連憲章の51条、集団的自衛権、個別的自衛権を認めている中でですね、日本だけがそれを認めないというのはいいのかなというか、そういう今、国民の世論というのものもあるわけですね。

そこをよく考えたとき、確かに今言われた、憲法第9条、それが一つの解釈のどうするかということで、今、世論が分かれておるわけですが、その辺についても、やっぱりしっかりですね、見ていかぬと、日本国自体が滅びてしまう。そういう考えたとき、まだこれはじっくり議論する必要がある。そこを考えれば、私はまだ、これは継続に持って行って、もっと議論を深める必要があると、私はそう思います。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。

これより採決いたします。

継続審査を求める意見と採決を求める意見がありましたので、まず継続審査についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本請願については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手多数と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

◎陳情第6号・八代地域人権オンブズパーソン制度に係る抜本的見直しについて

◎陳情第7号・八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについて

○委員長（福嶋安徳君） 次に、陳情第6号・八代地域人権オンブズパーソン制度に係る抜本的見直しについて、陳情第7号・八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについては、関連がありますので、一括議題とし、採決については個々に行うことといたしますので、よろしくお願いたします。

要旨は、文書表のとおりであります。念のため書記に朗読いたさせます。

○書記（寺原哲也君） （書記、朗読）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、本件について質疑、御意見等はありませんか。ありませんか。

○委員（上村哲三君） なければ、よかですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。今、書記が朗読しました、この2件についてですが、前回の議会に全く逆の陳情書が出されておりましたですね、それを現在、継続審査にしております。

先日の一般質問でですね、ある議員さんが理路整然としたですね、人権オンブズパーソンに

関する一般質問を行われました。それは内容的には、廃止を求める、現在のような状態での廃止を求めるような一般質問であったというふうに理解しております。

この間ですね、昨年の一議員の一般質問からですね、相当な、さまざまな話が飛び交いました。で、私たちもその間に入って、ある意味、補助金団体、性善説をもととした、市からの補助金は性善説でございます。その性善説を覆すような事態があったということはですね、大変残念でならないというようなことの立場からですね、公平に見なければいけないということで、ここ1年余り、いろんな話も聞いたり、それから事実関係もですね、ある程度把握ができてまいりました。

で、今回出ております八千把校区町内会のですね、町内会長さん16名の連名でも、こういう形が出てきているし、また、ほかの7名の方からもですね、出てきているというような状況はですね、大変、情情的に理解ができます。それは先日の一般質問の中で、ほとんど明らかになったんじゃないだろうかというふうに思っております。

で、また、今までいろいろですね、ざわついたんですが、先日の一般質問の、あの堂々と出された文書に対するですね、反論の声はあんまり聞かないんですね、まだ。これがなぜかというのがですね、私には、ひとつ物語ってる証拠じゃないかなというふうにも思います。

しかし、残念ながらですね、町内会が公開を求められたといいますが、私たちもですね、最終的なですね、本当の内容まで詰まったね、情報をですね、得ておりません。そこが一つね、まだ私たちもなかなか判断が難しい。

前回の部分はですね、もうしっかり書かれておったわけなんですけど、そういう部分が一つですね、まだ、全てをどうしたらいいかという判断がつかかねる部分があります。

そういう面もしてですね、私たちももっとしっかり調査を進めるべきだなという思いがあります。これは議会挙げてですね、この調査ということ。

で、また、官憲も絡んでるという話も、いっぱい入ってきております。となればですね、昨年の問題が、もう、1回、司法の判断が出てることについての問題です、これは。ところが、現在また、司法絡みの問題が一部入ってると。これは確実にありませんよ、言っておきますが。そういう話がまだ錯綜してる中でですね、この判断をするのが大変難しいというようなことがあります。

執行部のほうもですね、先日の一般質問で明らかになりましたが、司法関係の方も入れながらですね、今検討してるというような状況でございますので、私たちも、それをですね、執行部との協議も重ねながらですね、ちょっと委員会としても、もうしばらく、この問題については状況把握をしっかりと臨むべきじゃないかなというふうに思いますので、その間はですね、継続審査としていただいて、できる限りのおのおの調査でも何でもやっていって、しっかりと判断を最終的に下すべきじゃないだろうかというふうに思っておりますので、しばらく継続審査にさせていただければと。恐らく、出された方ですね、心情、大変つらいものがあるって、今回、思い切って出されたというふうな思いがありますけど、もうしばらく時間をいただきたいというふうに思っております。

以上です、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。
これより採決いたします。

陳情第6号・八代地域人権オンブズパーソン制度に係る抜本的見直しについては、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(福嶋安徳君) 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

○委員長(福嶋安徳君) 陳情第7号・八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについては、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(福嶋安徳君) 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

◎請願第1号・特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出方について

◎請願第2号・国会に特定秘密保護法廃止のための意見書提出を求めることについて

○委員長(福嶋安徳君) 次に、継続審査となっております請願第1号・特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出方について、請願第2号・国会に特定秘密保護法廃止のための意見書提出を求めることについては、関連がありますので、一括議題とし、採決については個々に行うことといたしますので、よろしく願いいたします。

本件について——これは、もうそのまま、いいですか。本件について質疑、御意見を求めます。

○委員(鈴木田幸一君) 委員長、よかですかね。

○委員長(福嶋安徳君) はい、どうぞ。

○委員(鈴木田幸一君) はい。これはですね、昨年10月の25日だったと思いますけれども、安倍内閣のもとで法案が一応成立して——閣議決定しております。このことで、いろんな検討をされながら、12月の6日に、この法案は一応成立を見ております。それが12月の13日に公布されて、それから1年間の猶予を見ながら、1年後に施行されるというような、そういう話になっておりますので、もう目前に

迫っておるわけなんでありまして。ここで、やはり国が決定した内容でもありますし、私たちは国に十分に歩調を合わせながら、同時に、もちろん、このことについて国がですね、方向を間違った場合は十分に意見を求めないといけないんですけれども——意見を言わなければいけないんですけれども、今、国を守るという意味からですね、やはり、この審査に、この内容についてはですね、もう十分に審議されておる、国が審議しとるということで、私としてはですね、審議未了のほうに決定してもらいたいんですけれども。

以上です。

○委員長(福嶋安徳君) ほかに御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福嶋安徳君) ないようです。

これより採決いたします。

請願第1号・特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出方については、閉会中継続審査の申し出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(福嶋安徳君) 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

○委員長(福嶋安徳君) 請願第2号・国会に特定秘密保護法廃止のための意見書提出を求めることについては、閉会中継続審査の申し出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(福嶋安徳君) 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

◎陳情第3号・八代地域人権オンブズパーソン制度休止問題について

○委員長（福嶋安徳君） 次に、陳情第3号・八代地域人権オンブズパーソン制度休止問題についてを議題とします。

本陳情について、質疑——これは文書の、前回出ておりました案件でございます。それについての御意見等はございませんか。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。先ほど、今回出ました海士江町内からの請願と相對することでですね、継続審査でやってきておりました。これも含めですね、同時進行で継続審査で調査を進めていきたいというふうに考えたらいかがでしょうか。ということで、継続審査をお願いします。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。

○委員外議員（成松由紀夫君） 委員長、発言を求めますが、よろしいですか。（「小会しなっせ、小会」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） はい、小会。

（午前11時38分 小会）

（午前11時39分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、本会に戻します。

この際、委員外議員の発言の申し出について御協議をお願いします。

ただいま、成松議員から発言をしたいとの申し出がありました。

○委員長（福嶋安徳君） お諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

成松議員の発言を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、成松議員の発言を許可することに決しました。

○委員外議員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、成松議員。

○委員外議員（成松由紀夫君） はい。皆さん、委員会、大変御苦労さまでございます。

先ほどから、るる意見が、上村議員からの発言がございまして、きょう、町内役員の皆さん、校区の皆さんも傍聴されておりますが、前回です、再開ありきの発言をなさっている議員さん方もいらっしゃいます。きょうは、やはり町内会の皆さんの前でですね、しっかりと、もうちょっと議論をしていただきたい。やはり、再開のスケジュールはどうだこうだというのが前回の委員会の内容だったかと思います。あれから大分、時間もたっておりますので、おのこの議員さん方、調査も進められておると思いますので、先ほどからの議論を聞いてますと、なかなか意見が出ないようですが、上村議員からの御指摘もありましたように、笹本議員の理路整然とした一般質問もありました。島田議員からも再開のほうでの質問もあっておりますので、継続もよろしいですが、おのこの調査も進められておると思いますので、しっかりと議論をよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） 今、成松議員からも申し出がありましたように、しっかりと議論をしていただきたいということでございますので、何か御意見ございませんか。

ないようですが、それでよろしいですか。

（「ちょっと小会とって」と呼ぶ者あり）はい。

小会いたします。

（午前11時42分 小会）

（午前11時58分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

それでは、意見をお聞きいたします。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 矢本委員。

○委員（矢本善彦君） はい。今、小会中にて

すね、成松議員から委員外議員発言がありましたけど、そんな話、初めて聞いたもんだからな。やはり、やっぱ、今度もこんなして町内会からも出てます。本当、もう私たちがね、外部の話は聞くんだけど、こんなしてね、初めて、こういう資料いただきまして、これからですね、私たちも、やっぱし、これほどこの町内でも大小ある問題です。これはもう、うちも植柳ばってん、しかし、こんな大ごとにならぬようにね、やっぱ、私たちが中に入って、今言われた、やっぱ人権擁護委員ていうのがあるんだから、やっぱ、そやんともね、そのために市はちゃんと、あれしとっとだけん、やっぱり、そやんとも私たちが勉強しながら、そして、また継続になりますから、そやんとも論議しながらですね、本当に、勉強していきたいと思います。

きょうは本当、御苦労さまでございます。

○委員長（福嶋安徳君） はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） はい。今出されてる陳情ですね、陳情、どちらについても、やっぱ事実関係を求められたいというふうな内容だというふうに思います。

前回はですね、意見をですね、させていただいた中に、早期の再開をという意見をしたんですが、それは今困られてる市民の方がまだ数名いらっしゃると、そういう中で意見をさせて、早期再開の意見をさせていただいたものでございます。

やはり、検討する中は、人権の微妙な問題でございますので、人選等ですね、しっかりですね、された上でですね、また再開のほうを、私は今でもそういうふうに思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○委員（島田一巳君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、島田委員。

○委員（島田一巳君） はい。たくさんの御意見をいただいて、ありがとうございます。

しっかりですね、調査をしまして、また議論

をしてですね、私自身もいろんな勉強をしたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 私は、やっと同じような条件の中で、土俵の中にいろんな意見が今出てきたかなと思っております。これからいろんなことで、何が正しくて、何が間違っていたかと、これからいろんなそれが精査されていくと思います。

そういう中で、じっくりそこは、この総務委員会の中でも、その辺を協議、議論しながらですね、人権というのをしっかりまた、そこは考えていかなければならない、そう思っておりますから、これは継続審査ということで、これからしっかり議論していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） はい。上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。私は、先ほど意見言いましたけど、あくまでも性善説として、議会の立場として、やはりお互いに市民の方という立場は変わらないというようなことから配慮ただけでございます。

今後ですね、今回、採択だろうが、継続審査になろうがですね、委員会は間にちょっと開いてもらって、事実関係の共有はですね、最低、私たちはしてから臨むべきだなというふうに思います。

ただ、現在、金庫の中に入っとる事実関係がですね、出てきておりませんので、その関係をいかにするか、執行部の判断でしようが、そこをですね、はっきり煮詰めた中でですね、委員長にお願いをして、今後、事実関係をですね、逐一わかり次第、委員会を開いていただいて、閉会中にも。そして、事実関係の共有をして、できる限り正しい、議会としての判断というようなことを求めていけばいかがかなと思います。

もし、それでこじれるようであれば、もう百条委員会しかないと思うとありますが。はい。その判断は大変、議会としては重いです。そこんところもですね、心に秘めて、やっぱり一生懸命、おのおのの委員が状況の把握というのをしっかり判断すべきだというふうに思って、継続審査でお願いしたいと思います。

○委員長（福嶋安徳君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。人権問題というのは非常に大切な問題であります。ただ、ちょっとした相手の言葉によっては、とり方が間違っているとられる場合もあります。

そういった意味からもですね、この人権問題については、十分に精査しながら、内容確認をしながらする必要があると私は考えております。

そういった意味から、継続をお願いしたいと思います。

○委員長（福嶋安徳君） はい。委員長の気持ちを言います。（「委員長は言われぬ」と呼ぶ者あり）よかですか。（「委員長は言われぬばい」「中立」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、これより採決いたします。

陳情第3号・八代地域人権オンブズパーソン制度休止問題については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

○委員長（福嶋安徳君） お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

（午後0時04分 小会）

（午後0時06分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、本会に戻します。

それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

（午後0時06分 休憩）

（午後1時01分 開議）

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（福嶋安徳君） それでは、休憩前に引き続き総務委員会を再開いたします。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して2件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（「新庁舎建設計画」について）

○委員長（福嶋安徳君） それではまず、「新庁舎建設計画」についてをお願いします。

○総務部長（木本博明君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 木本総務部長。

○総務部長（木本博明君） はい。改めまして、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

午前中に引き続き、お疲れのところ、どうぞよろしくお願いたします。

新庁舎建設につきましては、現時点では、財政課の財産管理係が担当いたしておりますが、

その新庁舎建設計画につきまして財政課のほうから説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○財政課長（佐藤圭太君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財政課長の佐藤でございます。隣におりますのが、新庁舎建設を担当しております財政課長補佐の谷脇でございます。それでは、着座にて説明させていただきます。

まずは、お手元に配付しております資料について御説明させていただきます。

合併時の懸案事項でありました新庁舎の建設についてでございますが、合併協定書の協定項目の中に、新市の事務所の位置については、1番目に、当分の間、現八代市役所とし、2番目で、庁舎の方式につきましては、現八代市役所を本庁とする本庁方式とし、坂本村、千丁町、鏡町、東陽村及び泉村のそれぞれの役場の位置に支所を置き、その名称や組織機構については合併前までに調整すると記載されております。

また、3番目には、新庁舎の建設については、新市において検討することとされており、建設候補地の選定に当たっては、下の図で示しておりますとおり、現在の八代市役所、それから千丁町役場及び八代インターチェンジの3カ所を頂点とする三角形のエリアを目安に検討することと記載されております。

また、米印の附帯意見といたしまして、新市において新庁舎の建設を検討するに当たっては、八代地域市町村合併協議会の確認事項を尊重し、新市の住民の意見を十分に反映できるように、行政と議会と住民による検討委員会や特別委員会等を設置し、幅広い意見に基づき、慎重に検討することとなっております。

そのようなことから、行政内部におきまして、平成25年10月にプロジェクトチームを

設置し、11月には市庁舎の現状や関連計画との整合性など、検討すべき事項の整理を行ってきたところでございます。また同時に、専門部会を設置し、そこで細やかな検討を行うこととして、同部会での検討を進めてまいりました。そして、ことしの8月のプロジェクトチーム会議では、専門部会が協議、検討した結果の報告を受け、これから説明いたしますスケジュールどおりの新庁舎の完成を目指すのであれば、今年度中に建設候補地を絞り込む必要があるとの判断を行ったところでございます。

そこで、スケジュールについてですが、裏面をごらんください。

新庁舎建設につきましては、ことし3月の定例会で市長が答弁いたしましたとおり、合併特例法の延長期限、すなわち財源として大変有利な合併特例債の活用期限であります平成32年度完成を目途に取り組んでいきたいというふうを考えております。そのためには、まず、平成26年度内に建設予定地を確定させ、平成27年度に埋蔵文化財の調査を行いながら基本構想を練り、平成28年度に基本設計、それから平成29年度に実施設計を行い、平成30年度から32年度中に新庁舎の建設工事及び引っ越し並びに現庁舎の解体工事を考えております。スケジュール的には、すごくタイトなスケジュールとなることが想定されております。

そこで、最初に説明しました新庁舎の建設を検討するに当たっては、議会や住民の皆様の幅広い意見に基づき慎重に検討されたいとありますことから、まずもって建設候補地の選定につきまして、議員の皆様からの意見聴取をさせていただきたいと思ひまして、本委員会での説明に至った次第でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） はい。行政側のほうとしてプロジェクトチームをつくられてるということなんですけど、それに対する資料とかは、まだまとめられてはいないのでしょうか。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。これまでの検討結果については、一通り取りまとめはいたしております。

○委員長（福嶋安徳君） はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） 我々もですね、ぜひ見せていただいてですね、御意見させていただきたいと思うんですけど、実際それがなくてですね、私たちもどこを議論していいのかちゅう話になると思いますので、ぜひとも早目に、早くお出しいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。（財政課長佐藤圭太君「はい」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） ようございますか。

○委員（橋本幸一君） それについてよかですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 今の説明の中で、議会による候補地の選定のための検討委員会とか特別委員会も、ここに書いてありますが、この総務委員会を候補地の選定委員会とするから協議をお願いしますという意味で今、説明された。今、ちょっと、報告かなと思ったところが、お願いしますと、何をお願いされるとかなと今、言葉に迷った点があったもんですから、その辺はどういうあれですか。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。ただいま説明しました中に、候補地——候補地ていいますか、米印で示したところなんですけども、行政と議会と住民による検討委員会や特別委員会等を設置しとありますけども、その特別委員会を

ですね、この総務委員会でさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） はい、わかりました。

確かに、特別委員会設置となれば、スケジュール的に非常に無理がある。その中で、総務委員会がそれを代表して、候補地の協議の場として、それについてはもう私は異存はないわけですが、ただ、ここで今、候補地をすぐ議論してくださいと、今、中山議員も言ったように、手持ちの資料とか、ただ、この三角形のエリア内というのは合併協議の中でお互いの合意なされたという、単なる、資料としてはそのくらいだから、今いきなりここでは、非常に、議論するのは無理があるかなという。

だから、議会の中で、どういうスケジュールをもって候補地を選定するかということの議論なら可能と思うとですよ。まずはその辺からしていったがよろしいんじゃないですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、谷脇財政課長補佐。

○財政課長補佐（谷脇信博君） はい。谷脇でございます。

今おっしゃりました候補地につきましてでございますが、事務局と申しますか、事務方のほうで1年ちょっとかけて、ずっと検討してまいりました。で、せんだってプロジェクトチームのほうに、事務方ではこういう結果が出ましたというのは出してありますので、その資料を今からお出ししてよろしいでしょうか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、いいです。はい、どうぞ、資料。

（資料配付）

○委員長（福嶋安徳君） はい、谷脇財政課長補佐。

○財政課長補佐（谷脇信博君） はい。右上のほうに、八代市庁舎建設PTと書いてございませうが、プロジェクトチーム、これは市で言いま

すと、部長級以上、副市長を委員長に、部長級で構成されておりますチームでございます。その下部組織に専門部会というのがございまして、私どもは企画部会という中で、今回のこの検討をさせていただきました。

きょう、課長が申しましたとおり、市議会の意見といたしますか、こういう要望を伺えればということで考えとったんですけども、その中の一資料としてお使いいただければと思って、今出させていただきます。

中について説明いたします。

検討結果でございますが、我々の中では6カ所の候補地が上がりました。その中で一番考えたのが用地の取得、アクセスのよさ、仮庁舎建設の有無、中心市街地活性化計画や都市計画のマスタープランなど、工期、経済性及び市が掲げる計画との整合性を考慮しました結果、優先順位は1番に本庁北側東高グラウンド跡地、2番目に千丁支所周辺、3番目に本庁の跡地、現在地の跡地になります。と、同数で21世紀パチンコ跡地、これは本町二丁目になります。と、4番目に新八代駅周辺の5カ所となりました。

そのほかに、熊本総合病院の駐車場というのも上がったんですが、地区計画や容積配分の内容です、都市計画決定をした場所でありまますもんですから、制限がかかるということで、候補地外にいたしました。

では、中身のほうを説明していきます。

まず、1番でした本庁北側東高グラウンド跡地でございますが、そこが1番となりましたメリットとしましては、合併協議の三角形のエリア内であるということ、それから中心市街地活性化計画との整合性、そしてコンパクトシティという都市計画マスタープランとの整合があるということ、そして用地取得がもう済んだということ、費用と時間が不要と、そして仮庁舎の建設が要らない、そして引っ越しの作業が容易という、そういうふうなメリットで決ま

っております。ただ、デメリットとしましては、下のほうに1番から9番までありますが、上から5つ目まで、1、2、3、4、5が全て文化財の絡みでございます。埋蔵文化財の確認調査が必要でありましたりとか、建設の障害になり得るというふうなことがございます。そのほかでは、公用車及び職員駐車場の代替策が必要となるというデメリットを含んでおりました。

2ページ目のほうに入ってよろしいでしょうか。

2番目に位置づけられました千丁支所の周辺でございます。こちらは、千丁支所の周辺がまだ建物が余り建っていないということがございまして、候補地になっております。メリットとしましては、三角形のエリア内であるということ、それと千丁支所が使えるために新庁舎の建設規模が小さく済むということ、そして仮庁舎が不要という、この3つが主なメリットでございます。デメリットとしましては、用地取得の費用と時間が必要となることと、今現在の現庁舎が2万3000平米ほどございます、この敷地がですね。そこに行き着くためには、約1万1000平米の用地買収が必要で、費用が約2億2000万ぐらいかかるということ、それと中心市街地活性化計画とは整合しないということ、コンパクトシティとも整合しない、それと幹線道路が県道になるもんですから、人口密集地から市役所に行くためには右折になるということで、道路改良が必要、それと開発面積に応じた2300立米の調整池が必要になると、そういう問題がございまして、2番目でございます。

3番目になりましたのが本庁舎の跡地、現在地の跡地になりますが、こちらは本庁舎の敷地の一環と考えれば、3番目にわざわざ持つてくるまではなかったかと思えます。

次が、本町二丁目21世紀パチンコ跡地でございます。こちらも合併協議の中の三角エリア

から少しは外れておりますが、おおむねその中にあるということ、中心市街地活性化計画とは整合しているということ、コンパクトシティとも整合しているというメリットはありますが、今現在、空き地になっております部分が合計5323平米しかございませんで、その面積を買うためだけでも3億7000万ほどかかるというデメリットがあります。それと、敷地面積が狭いために、新庁舎は高層建築となる可能性がある。そうなりますと、費用も高額となるというデメリットがあります。また、周辺が一方通行のため道路改良が必要ということで、時間とお金が結構かかるんじゃないだろうかということで3番目になっております。

4番目になりましたのが、右側のページでございますが、新八代駅周辺です。こちらも三角エリア内でございます。メリットとしましては、交通アクセスがよいというのがございまして、仮庁舎が不要というのもございます。ただ、デメリットとしましては、中心市街地活性化計画とは整合しない、コンパクトシティとも整合しない、用地面積2万3000平米を取得するためには約8億6000万ほどかかると。今までの経過、新幹線駅周辺の整備までかかりました経験値でいきますと、用地に不測の時間がかかる見込みであるということで、4番目になっております。

そして、順位外と書いておりますが、熊本総合病院の駐車場でございます。こちらも一応、候補として最初は挙がっておったんですが、デメリットに書いてありますように、地区計画の容積配分型として都市計画決定をした場所でありますことから、建築に制限がかかるということ、それと新規の用地取得と時間がかかる、何よりも総合病院の利用者の方々が利用する仮駐車場の代替措置が必要であるということで、もうランク外といたしました。

今申しましたようなことを検討記録としてQ

& A方式で書いております。

中心市街地活性化計画につきましては、議会等でもいろいろ聞かれておりますので、割愛いたしますが、あと、埋蔵文化財調査のことでございますけども、東高グラウンド跡地は、東側、要は、ちょうど中心から東側半分が整備ゾーンで、西側が保存ゾーンということで、西側のほうには重要なお堀があるということで、そこは掘らないほうがよいというふうなお話でございました。

また、千丁地区のほうでも若干、埋蔵文化財は出るそうでございます。

新八代駅周辺の場合は、東横インの北側は文化財がないということでございました。

本町二丁目の21世紀パチンコ跡地につきましては、先ほど申しましたように、5323平米と面積が少ないということで、現実的ではないということで議論しております。

一番最後のページでございますが、仮に現庁舎とした場合、現市庁舎の敷地の中の埋蔵文化財と、あと都市計画道路、こちら中央線というのがございまして、ちょうどその、何ですかね、アルファワンのところの角のところから北に向かつての道路なんですけど、その道が昭和25年に都市計画決定しておりまして、途中、見直しがありましたものの、まだ、やっぱりこの庁舎の敷地は中央線の都市計画に入っております。という問題がありましたことから、この部分についていろいろ協議をしました結果、敷地面積全体2万3795平米のうち点線で囲んだ部分、ちょっと黒くて見えにくいと思いますが、要は敷地全体の中で、ちょうど凸の字になっている部分ですね、については埋蔵文化財につきましては記録保存だけすれば庁舎を建てることは可能であると。逆に、先ほど申しました西側の保存地区ですね、斜線部分でございますが、こちらは地下を掘り下げなければ土地利用は可能ですと。要は、大きな工作物をつくらな

ければオーケーだということでございました。

また、中央線につきましては、現在もう既存の道路がありますことから、計画上の優先順位も低く、整備は喫緊ではないということで、通常の都市計画法上の制約からいきますと、木造や鉄骨造、あとコンクリートブロック造で地下を有しない2階建てだったら、その中央線の敷地も建てることのできるということになりますので、新庁舎の敷地としては十分使えるという判断に至っております。

以上がプロジェクトチームでの検討結果でございます。

○委員長（福嶋安徳君） 何か御意見ございませんか。これでよろしいでしょうか。

今後、総務委員会で一応の議論はしていきますので、ここらあたりで。

○委員（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員長（福嶋安徳君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） やっぱ問題は、非常に、埋蔵文化財の取り扱いというのが大分苦労されるかなという思いもあるわけですが、大体、スケジュール的には1年ぐらい、27年度見られておりますが、大体、この程度で調査ってというのは間違いなく済むとですか。

○財政課長補佐（谷脇信博君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、谷脇財政課長補佐。

○財政課長補佐（谷脇信博君） はい。埋蔵文化財調査は、要は、建物をつくってしまえば永久に下が掘れなくなる部分だけすればいいものですから、それ以外の駐車場とか何かところは、もうそのまま結構だということですので、もう基本構想で大体ここにつくろうというのの場所が決まったりしていけば、もうその部分だけの調査ですから、期間的には1年を見ております。（委員橋本幸一君「十分」と呼ぶ）はい。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） 市民の皆さんへのパブリックコメントは、いつごろとられる予定ですか。これについて、とられる予定ですか。

○委員長（福嶋安徳君） 谷脇財政課長補佐。

○財政課長補佐（谷脇信博君） はい。パブリックコメントにつきましては、まずは、合併協定にもありましたように、市議会の御意見も伺うというのが1番でした。それから、私どもとしましては、市民の意見を伺う際に、できれば今あります地域審議会あたりにもいろいろお諮りしていきたいと考えております。

ちょっと、きょうのこの委員会の中で、市議会のほうから、地域審議会あたりを使っていいよとか、パブリックコメントをとったらという御意見ございましたら、それをさせていただこうというところで、今回、スケジュール等の説明をさせていただく形になりました。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 今の中山委員の関連ですが、じゃ、もう住民による検討委員会というのは地域審議会のメンバーをある程度ピックアップして、その中で住民代表という位置づけでやっていくという、そう考えてよかですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。委員さんおっしゃるとおり、地域審議会、各地域審議会がありますけども、その方たちをもって今後進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 人数的に、それから、それぞれの校区のバランス的にはどういう感じでありますか。

○財政課長補佐（谷脇信博君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 谷脇財政課長補佐。

○財政課長補佐（谷脇信博君） はい。地域審議会に対しましては、6つの審議会にそれぞれ諮問したいと考えております、正式に。正式に、だけん、正副会長会議に、まず、こういうふう

に話をさせていただきたいんですがというお願いをしまして、その上で各審議会に諮問させていただいて、その答え、同意ないしは意見をいただいて、それをもって一応、市民の代表の方々の意見というふうに扱わせていただくと。あとは、同時進行でパブリックコメントあたりで、ずっと意見が拾えればというふうには考えております。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） もう早急に、そういう流れで移られるわけですか。

○委員長（福嶋安徳君） 谷脇財政課長補佐。

○財政課長補佐（谷脇信博君） はい。今回の総務委員会で、そういうふうな行動でよいということをございましたら、それを今度、プロジェクトチームのほうに来週報告しまして、で、ゴーが出れば、その方向で進めるつもりでございました。

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。

はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 非常に、もうスケジュール的には、もう逼迫してる。平成26年度までに候補地選定でなれば、やっぱり早急に移していかなければ、新たに住民代表の委員会をつくるというのは無理があるという、そういう思いもします。私個人としては、そういう地域審議会の皆さんを利用しながら、住民の代表として選考委員会、選考を進めていく、それについては私は了解いたします。

委員会としての、そこは、皆さんの合意とらぬでよかですか。

○委員長（福嶋安徳君） 委員会とすればですね。

○委員（橋本幸一君） それでいいかどうかの。

○委員長（福嶋安徳君） はい。そこらあたりは、委員の皆さんにお諮りしたいんですが、そういったところ、今疑問投げかけられました。

委員の皆さんにお諮りしたいんですが、そう

いったところ、委員会としてどういう取り計らいをいたしましょうか。

小会いたします。

（午後1時25分 小会）

（午後1時35分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

○委員（上村哲三君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どうぞ、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。今、財政のほうから情報提供と、それから、いろんな流れの中で今後のスケジュール等も話がありました。きょう資料いただいて、この場での判断というのがちょっと難しゅうございますので、ぜひ持ち帰らせていただいてですね、候補地の選定のみに限ってですね、各会派なり議員さんたちの意見を統合して、25日の本会議閉会後に委員会を開いていただいて、その方向性だけを確認をするということで結論を出してはいかがでしょうか。

○委員長（福嶋安徳君） ほかの委員さんにおかれましてはいかがでしょうか。そのとおりでようございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） はい。それでは、9月25日の本会議終了後、総務委員会を開催して、いろいろと結果を求めたいと思います。それでいいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 以上で「新庁舎建設計画」についてを終了いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午後1時36分 小会）

（午後1時37分 本会）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（定住自

立圏構想について)

○委員長(福嶋安徳君) それでは、本会に戻します。

次に、定住自立圏構想についてをお願いいたします。

○企画振興部長(坂本正治君) はい、委員長。

○委員長(福嶋安徳君) 坂本企画振興部長。

○企画振興部長(坂本正治君) はい。こんにちは。「こんにちは」と呼ぶ者あり)大変お疲れのところ申しわけありません。企画振興部のほうからは、定住自立圏構想について御説明をさせていただきたいと思っております。

構想につきましては、もう既に御存じだと思いますけども、国が平成20年にですね、この要綱を定めまして、特に自立圏の中でも、定住促進、これを進めようということで要綱ができております。これに基づきまして、本市におきましても今、定住促進を進めておりますけども、これに伴いまして、この構想に基づいた取り組みを行おうということで、本日、説明をさせていただきたいと思っております。

担当の宮川課長のほうから御説明をいたしますので、よろしく御意見を賜ればと思っております。よろしくをお願いいたします。

○委員長(福嶋安徳君) はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長(政策審議監担当)(宮川武晴君) 皆様こんにちは。「こんにちは」と呼ぶ者あり)企画政策課、宮川でございます。それでは、着座にて説明のほうさせていただきます。失礼します。

○委員長(福嶋安徳君) はい、どうぞ。

○企画政策課長(政策審議監担当)(宮川武晴君) それでは、お手元配付資料に基づきまして説明をさせていただきます。

右肩に総務委員会資料1と記してございますA4サイズ縦の1枚物の資料をごらんください。

まず、定住自立圏構想の概要について説明を

させていただきます。資料をもとにですね、読まさせていただきます。

国、総務省所管の施策でございます定住自立圏構想は、人口5万人程度などの条件を満たす中心となる市と周辺市町村が相互に役割分担をし、連携、協力することによりまして、圏域全体に必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取り組みでございます。全国的な見地から推進されているところでございます。

中心市は全国に262の市がありまして、県内では記載のとおり、熊本市、八代市、玉名、山鹿と、7市でございます。現在、県内において中心市宣言を行っておりますのは山鹿市、天草市、それと人吉市がことしの3月に宣言をなさったところでございます。

参考までに申し上げますと、全国の中心市262のうち、ことしの8月1日時点で95の市が中心市宣言を終えているというところでございます。

続きまして、2の定住自立圏形成へ向けた手続について説明をさせていただきます。

定住自立圏という圏域を形成していくためには、まず、①の中心市宣言を行う必要がございます。中心市宣言とは、記載しておりますとおり、定住自立圏という圏域を形成していくために中心市として中心的な役割を担う意思をあらわすものでございます。

次のステップとして、②の定住自立圏形成協定という手続を経ることとなります。これも記載しておりますとおり、中心市と周辺の自治体が1対1で自立圏としての役割分担、連携内容を盛り込んだ協定を締結していくこととなります。枠の中の米印で記載しておりますとおり、協定締結の際には、議会において御議論、御審議いただくこととなりますので、御承知おきいただければと思います。

③でビジョンの作成を記載しております。ビ

ジョンには、より具体的な事業名、内容、効果やスケジュールなどを記載することとなってございまして、役割分担も明確に記載することとなります。

策定に当たりましては、協定を踏まえ、市民の皆様のご意見をいただく場、先行事例といたしましては、圏域共生ビジョン懇談会といった会合を立ち上げて意見をいただく場を設定している圏域もありますので、市民の皆様のご意見を拝聴しながらビジョンづくりを進めてまいるといこととしております。

続きまして、お手元資料のですね、総務委員会資料2のほうをごらんください。

定住自立圏構想推進要綱の概要と表題がございしますが、この資料は総務省のホームページにより資料を配付させていただいております。

1枚おめくりいただきますと1ページでございまして、ページはですね、左側の記載になってございまして、数字がですね、ちょっと横になってるかと思いますが、見づらくございまして、御容赦くださいますようお願いいたします。

1ページには、ただいま述べました定住自立圏構想に関しまして、中心市の要件、中心市宣言について記載がございまして、中ほどには、近隣市町村との定住自立圏形成協定、それが単数、複数、形態が記載してございまして、締結された状態として定住自立圏の形成として、右側に矢印が出ておりますけれども、それを受けてのビジョン策定となっております。

このように、1ページは全体的な概要が示されているというところで御理解いただければと思います。

2ページをごらんください。

中心市について記載がございまして、このページの下あたり、中心市宣言と、四角囲いの中を御確認ください。①から③まで記載してございまして、宣言書といたしましては、意思表示の文面、文章に加えまして、都市機能の集積

状況やその利用状況、そのほかにも連携することを想定する取り組み、また、通勤通学の状況などもセットで記載することとなっております。

続きまして、3ページの定住自立圏形成協定でございまして、

ページの上段には、先ほど述べました中心市と近隣市町村が1対1で、議会の議決を経てといったことが記載してございまして、

中心市と協定を締結する近隣市町村という四角囲いの箇所をごらんください。

中心市と近接し、経済、社会、文化などと記載がございまして、ここで述べられておりますのは、協定を締結する相手ということになりますが、米印のとおり、要綱上は、通勤通学10%圏などの要素を考慮して判断することとなります。本市の場合、通勤通学の10%という数値をベースで述べますと、対象となりますのは氷川町、娜北町の2町となります。原則として、協定の期間の定めはないということとなっております。

次の4ページをごらんください。

協定で規定する取り組みについて説明してございまして、ページの下に、3つの視点ごとに取り組みが4から6項目記載してございまして、

まずは、生活機能の強化という視点で、aからeまで、医療、福祉、教育、土地利用、産業振興といった取り組みが記載してございまして、

次に、結びつきやネットワークの強化という視点で、地域公共交通を初め、ICT関連、道路等の交通インフラなど、aからfまで6項目の取り組みが記載してございまして、

最後に、圏域マネジメント能力の強化という視点で、人材育成、外部からの民間人の確保など、aからdまで4項目の取り組みが示されてございまして、

実際の協定の際には、このような3つの視点に基づく分野ごとに、それぞれ取り組み内容を

記載することとなり、議会での御審議をいただくこととなってございます。

次の5ページをお願いいたします。

定住自立圏共生ビジョンに関する説明でございます。

ビジョンに記載する主要事項及び期間の四角囲いのくくりをごらんください。

①に記載してありますとおり、将来像を記載した上で、②にありますとおり、具体的にどのような取り組みを連携して推進するのかを記載することとなります。③でございます。ビジョンは、おおむね5年間の期間となります。策定の後におきましても、毎年度、所要の更新を行うこととなってございます。

次の四角囲いですが、ビジョン策定の手続が記載してございます。先ほど述べましたとおり、策定に関しましては、民間や地域関係者を構成員とした懇談会での御意見をいただきながら、取りまとめを行うこととなってございます。

少し飛ばしまして、8ページをごらんください。

この構想推進に向けた総務省の財政措置の概要が示されてございます。ビジョンを策定いたしますと、この資料のとおり、総務省の財政措置が図られることとなります。お断りですが、この資料は少し前の資料でございまして、現在は記載の金額や数字などが変更になっているものもございます。このように、さまざまな支援があるんだということをですね、御理解いただくために添付させていただいておりますので、御容赦くださいますようお願いいたします。

参考として説明させていただきますと、1の中心市及び周辺市町村への取り組みに関する包括的財政措置（特別交付税）について記載がございまして、この資料では、中心市4000万円程度を基本とし、また周辺市町村については1市町村当たり1000万円を上限とってという記

載がございまして、現在のところ、国や県からの情報では、中心市に対しましては8000万から8500万円を上限とし、また周辺市町村に対しては1500万円をと、口頭で説明を受けてございます。この財政措置に関する制度設計がまさに今行われているところでございまして、この秋、11月ころとも言われておりますが、公表されるという情報を得るところでございます。

少しお戻りいただきまして、7ページをごらんください。

合併1市圏域と複眼型中心市という説明でございます。

これはですね、中心市のタイプを示してございますが、左側の合併1市圏域についての補足説明をさせていただきます。

さきに説明いたしました県内の事例、天草市、山鹿市を紹介させていただきました。この2つの市はですね、合併した新しい市のみで定住自立圏を形成されてございます。本市も、いわゆる広域的な合併をいたしました。が、基準がございまして、それをクリア——達成できませんでしたので、1市での定住自立圏形成ということを行うことができませんでした。そのことについて説明をさせていただきます。

要綱上、合併後、中心市を構成する町、村の割合という要件がございまして、合併前の旧八代市への通勤通学割合が10%以上あった町、村が対象となります。この合併前の旧八代市への通勤通学割合が10%ございました町村は、坂本村、千丁、鏡、竜北、宮原、東陽、田浦の7町村でございました。このうち八代となりましたのはですね、坂本、千丁、鏡、東陽の4つでございまして、7分の4、率としまして5割7分ということになります。基準上ですね、7割以上となってございまして、それを越えることができませんでした。

もう一つございまして、人口割合というのが

ございます。ただいま述べました合併前の7つの町村の人口は、合計で5万816人でございました。このうち合併いたしました4つの町村の人口の合計が3万1739人でございまして、5万816分の3万1739、率としまして6割2分となります。こちらです、7割以上という基準がございまして、それを越えることができませんでした。

ただいま述べましたのは、どちらかの数字が基準となります7割以上を達成していれば、本市も合併後の八代市として1市圏域で定住自立圏構想というのを推進できたんですが、それが不可能でございましたということで、補足として説明をさせていただいたところでございます。

なお、ただいま説明の中で、人口や通勤通学割合の数値を述べましたけれども、根拠となります数値は国勢調査の結果に基づくもので、計算式は要綱に定めがございまして。

そのほか、途中、説明を若干省略しました箇所は、県や国からの助言制度等とございまして、後ほどお目通しいただければと存じます。

以上、定住自立圏構想に関します御報告とさせていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（橋本幸一君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 同文議決までのスケジュールをどういうふうに、なるだけその辺の説明も皆さんにしたほうが。

○企画政策課長（政策審議監担当）（宮川武晴君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当）（宮川武晴君） はい。同文議決に至ります流れとしましては、先ほど資料をお配りした、資料1のほうを、済みません、御確認いただきまして、①か

ら②、③という手順が必要だということをお願いしました。

まずは中心市宣言ということで、これは、これまで他都市の事例を見ますと、首長——市長が中心市宣言をするということになってございまして、このことにつきましては近く八代市も市長から、その意思表示があると思いますが、よろしく願いいたします。

続きまして、定住自立圏の形成協定でございます。これは、私どもの現在の捉え方といたしましては、この構想を受けて、何か新しく連携する事業を掘り起こすということよりは、現在、既に一緒になってですね、連携しております事業などを、この協定の中で盛り込みまして協定を策定したいと考えてございまして、早ければ半年後の3月定例会あたりかと見ております。

その後のビジョン策定につきましても、その後の半年ぐらいということになりますが、この辺、協定の中身など、こちらで一方的には定めることができませんので、相手となります町の御意向なども踏まえながら進めますので、ただいま申し上げましたスケジュールは、あくまでも参考ということで、おとめおきいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（福嶋安徳君） はい、ほかにありませんか。

○委員（矢本善彦君） ちょっとよかですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 氷川町と娜北を言われましたけれども、何か、打診か何か、まだしとんならぬとですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当）（宮川武晴君） はい。氷川町さんとはですね、事務レベルで、この定住自立圏構想に関する、その要綱と、その協定に向けての中身の事務的な確認等

はしております。実際どういったことをやろうということではなくてですね、この構想に基づいて、お互い連携して進めるかどうかというようなところで話をしております、この件については氷川町さんのほうも一応、御理解はいただいている状況でございます。

それと、対象となります娜北町さんにつきましても、この構想の内容について説明をさせていただいております、先ほど申し上げました通勤通学率でいきますと、私どものその宣言書、また後々公表になりますが、その中で娜北町さんの名前が出ますよということですね、この構想の概要と、この構想の基準で出ますということなどを説明させていただいております、それについては今のところ了解ということになってございます。

今後、その協定に向けた事務作業を進めるかどうかというのは、相手様の御意向もありますので、そこは慎重に検討を進めてまいろうかと考えているところでございます。（委員矢本善彦君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） はい、いいですか。ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 最後に、途中経過なんか、要所要所については総務委員会のほうにも、その辺は報告をお願いしたいと思います。

○委員長（福嶋安徳君） はい、坂本企画振興部長。

○企画振興部長（坂本正治君） はい。今、御提案ありましたようにですね、この内容、進め方については、少し慎重に我々もやりたいと思っておりますので、随時、内容については御報告させていただきたいと思っております。よろしくをお願いしたいと思います。（委員橋本幸一君「結構です」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） 以上で意見は出尽くしたようです。

以上で定住自立圏構想についてを終了いたし

ます。

当委員会の所管事務調査について、ほかに何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

○委員長（福嶋安徳君） 次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査2件及び請願2件、陳情3件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、総務委員会を散会いたします。

（午後1時55分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成26年9月19日

総務委員会

委員長